

川崎市住宅相談運営委員会運営補助金交付要綱

(通則)

第1条 川崎市住宅相談運営委員会運営補助金（以下「補助金」という。）の交付の申請、決定等については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、川崎市住宅相談運営委員会に対して、運営に要する経費の一部を補助し、住宅及びその附帯設備等の修理、増築、改築、新築等を行う市民に対し、安心して相談できる窓口を設置し、市民の生活に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において補助金とは、川崎市住宅相談運営委員会が運営する次の事業に対して市が交付するものをいう。

- (1) 川崎市住宅相談運営委員会の維持、運営に関する事業
- (2) 川崎市住宅相談の相談員の派遣事務や研修・学習、広報に関する事業
- (3) 川崎市住宅相談運営委員会の連絡調整、啓発宣伝等に関する事業
- (4) その他、川崎市住宅相談運営委員会の目的達成のために必要な事業

(補助金交付対象者)

第4条 この補助金の交付対象者は、川崎市住宅相談運営委員会とする。

2 交付対象者の代表又は構成員のうち暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいてはならない。

(補助率及び補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する交付対象者の当該年度の総事業費のうち、別表に定める補助対象経費の2分の1以内とし、かつ予算の範囲内とする。

(交付の申請)

第6条 交付対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業予算書
- (3) 誓約書（第2号様式）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 補助金交付申請書を提出後、その内容を変更し、又は中止しようとする場合は、速やかに市長にその内容を届け出なければならない。

(交付決定及び決定通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときには、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたものについて交付を決定するものとする。

2 市長は前項の規定により補助金の額を決定したときには、補助金交付決定通知書（第3号様式）により、速やかにその旨を交付対象者に通知するものとする。

(事業報告書の提出)

第8条 交付対象者は、補助事業が完了したときには、補助金事業実績報告書（第4号様式）に次の各号

に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条による報告を受けた場合、速やかにその内容を審査し、適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助金確定通知書（第5号様式）により、交付対象者に通知するものとする。

- 2 市長は、交付対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、返還の命令を受けたときから30日以内とし、期限内に納付されない場合は、未納に係る期間に応じて所定の年利の割合で計算した延滞金を課する。

(補助金の概算払)

第10条 市長は、補助金について相当の理由があると認めるときは、交付対象者の請求により概算払をすることができる。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 事業が補助金交付決定の内容に反したとき。
- (3) この要綱に違反したとき。
- (4) 市長の付した条件又は指示に従わなかったとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(書類等の整備)

第13条 交付対象者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整備保管しておかなくてはならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了する日の属する市の会計年度の翌日から5年間保管しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、経済労働局長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）
補助対象経費区分

費目	内容
人件費	川崎市住宅相談運営委員会に係る業務の事務局人件費
消耗品費	コピー費用等
宣伝費	ホームページ管理費用、印刷製本費用等、イベント費用
研修費	研修会費用
通信費	郵送費用、電話通信費用
事務委託費	事務委託費費用
会議費	会場使用料等
交通費	事務局旅費

第1号様式

補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

団体の所在地
団体名
代表者氏名
代表者連絡先(電話)

川崎市住宅相談運営委員会運営補助金交付要綱第6条に基づき次により補助金を受けたいので、次のとおり書類を添えて申請します。

- 1 補助申請額
- 2 事業の目的及び内容
- 3 事業計画書(補助事業等の完了予定日その他補助事業等の遂行に関する計画等の概要等)
- 4 事業予算書(補助事業等の経費の配分及び使用方法の概要等)
- 5 概算払の有無
- 6 概算払理由

誓約書

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

団体の所在地
団 体 名
代表者氏名
代表者連絡先（電話）

申請者及び申請者の構成員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員）に該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、交付決定の取消しその他の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合には、本様式に記載された個人情報を神奈川県警察本部に提出することについて、同意します。

[名 簿]

役職	フリガナ 氏名	性別	住所	生年月日

(注) 氏名には、フリガナを付して下さい。

第2号様式 (第6条関係)

役職	フリガナ 氏名	性別	住所	生年月日

(注) 氏名には、フリガナを付して下さい。

補助金交付決定通知書

団体の所在地
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付で申請のあった、川崎市住宅相談運営委員会運営補助金については、川崎市住宅相談運営委員会運営補助金交付要綱第7条に基づき、次の条件を付し、交付を決定します。

年 月 日

川崎市長

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金についても、その全額又は一部について返還を命ずる場合があります。
 - (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 事業が補助金交付決定の内容に反したとき。
 - (3) 川崎市住宅相談運営委員会運営補助金交付要綱に違反したとき。
 - (4) 市長の付した条件又は指示に従わなかったとき。

補助金事業実績報告書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

団体の所在地
団 体 名
代表者氏名
代表者連絡先 (電話)

年 月 日付けで川崎市住宅相談運営委員会運営補助金交付要綱第6条に基づき申請しました事業は、年 月 日に完了しましたので、次の書類を添えて報告します。

- 1 事業報告書 別添のとおり
- 2 事業決算書 別添のとおり
- 3 その他

補助金額確定通知書

年 月 日

所在地
団体名
代表者氏名 様

年 月 日付けで実績報告のありました川崎市住宅相談運営委員会運営補助金については、次のとおり確定しましたので通知します。

川崎市長

- 1 交付決定年月日 年 月 日
- 2 交付決定通知番号 川崎指令 第 号
- 3 交付決定額 円
- 4 確定額 円